

交付します！ 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金

地球温暖化を防止する取組の一環として、個人の住宅に太陽光発電システムを設置する町民の方を対象に補助金を交付します。

助成内容および対象者等

- ①自ら所有し居住する町内の住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る)に電力を供給する目的で、発電システムを平成23年4月1日以後設置しようとする方(必ず設置2週間前までに申請してください)。
- ②建売住宅供給者等から町内にあるシステム付き新築住宅を購入し、居住する方(必ず建物の引渡し2週間前までに申請してください)。
- ③住宅用太陽光発電システムの設置に対する平成23年度国庫補助事業(国に補助金申請し申込受理決定通知書が届いていること)に該当していること。
- ④町税を滞納していないこと。
- ⑤補助金の額は、1kwあたり2万5千円(上限10万円)。
- ⑥過去に同じ補助金の交付を受けていないこと。
- ⑦申請した年度の3月12日までに工事を完了し、実績報告書を提出できること。

申請添付書類

- ①住宅用太陽光発電システムの設置に対する平成23年度国庫補助金申込受理決定通知書の写し
- ②設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し(建売住宅については建築確認済証の写し及び売買契約書の写し)
- ③設置工事着工前の写真
- ④町税の滞納が無いことを証する書類
- ⑤その他町長が必要と認める書類

申請受付

補助金は交付申請書を受付順に審査し、予算の範囲内での交付決定をしますので、受付期間中でも、予算の額に達した場合は受付を終了します。
※申請書類用紙の配布等詳しくは生活環境課にお尋ねください。なお、申請用紙等は町公式ホームページからもダウンロードできますので、参照してください。
※郵送による申請は受付できません。

受付期間

4月1日(金)～12月28日(水)までの開庁日に受付します。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線223、224)へ。

寄居生活学の達人 を募集しています

「町民講師制度」とは、「寄居生活学の達人」として登録していただいた皆さんが講師となり、知識や技術・特技、さらには貴重な生活体験や地域文化などを、若い世代に伝え、社会生活の中で町民相互に教え合い、学び合う「生涯学習の町」をめざすものです。現在、町には約70名の方が達人として登録されています。

自薦・他薦を問いません。多くの方の応募をお待ちしています。

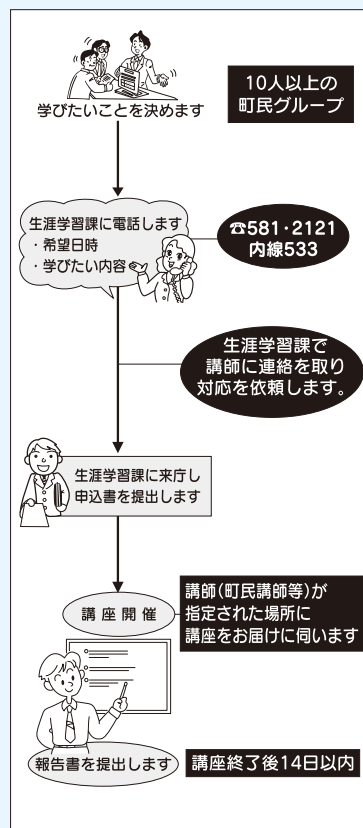
例えば、

- 郷土に関わること(郷土史・民話・伝統芸能・その他)
- 体験に関わること(生活・職業・スポーツ・戦争・少年時代・その他)
- 見聞に関わること(国内外の風土・風俗・事情等・その他)
- 人生観に関わること(生き方・信念・その他)
- 技術に関わること(陶芸・木工・園芸・その他)
- 社会奉仕に関わること・家庭教育に関わること・伝承遊びに関することなど

まちづくり出前講座を開催してみませんか！

町民の皆さんのご要望があれば、達人や町職員がボランティア講師を務めます。費用は無料で生涯学習課が窓口となり、講師を派遣します。PTA、地区事業、気の合う仲間同士の集まり、学校等で、ちょっと気になること、関心のあること、チャレンジしてみたいと思うことなどがありましたら、生涯学習課までお問い合わせください。なお、学習内容によっては、材料等の実費が必要なものや講師の都合等により日時調整等をさせていただく場合もあります。

問い合わせ／生涯学習課(☎581・2121内線533)へ。



貴重な1票を大切に！

4月24日(日)投・開票

寄居町議会議員の定数は16人です。主な日程は次のとおりです。

【選挙期日の告示日】

4月19日(火)

【立候補の届出日・時間・場所】

4月19日(火)午前8時30分～午後5時・役場6階会議室

【選挙期日(投票日・投票時間)】

4月24日(日)午前7時～午後8時

【開票日時・場所】

4月24日(日)午後9時～寄居町立総合体育館・アタゴ記念館

【投票できる方】

日本国民で次の要件を満たす方は、町の選挙人名簿に登録され投票することができます。

○平成3年4月25日までに生まれた方

○平成23年1月18日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※寄居町議会議員一般選挙の場合、町外に転出した方は投票できません。

こんなときは期日前投票を！

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、当日仕事で投票所に行けない方、冠婚葬祭の主宰をする方、またはレジャーや買物などの私用で投票日に選挙区内にいない方、もしくは病気やケガ・妊娠などの理由で歩行が困難な方など(選挙当日にこのような事由が見込まれる方は、投票日前に期日前投票をすることができます。期間／4月20日(水)から23日(土)まで時間／午前8時30分～午後8時場所／役場1階101会議室

期日前投票は、本人が期日前投票所へ出向いて投票してください(投票所入場券を持参してください)。なお、期日前投票所では「宣誓書(兼請求書)」の記入が必要となります。

投開票速報をご利用ください！

投開票速報についてテレホンサービスを行います(通話料金は通常と同じです。一部の携帯電話やPHSからは利用できません)。

次の電話番号に電話をかけていただくだけで、投・開票状況を知ることができます。

投・開票速報の電話番号

0180・994・808

実施時間

投票速報／選挙当日の午前9時30分から
開票速報／選挙当日の午後10時30分から
翌日の正午まで

選挙公報について

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した「選挙公報」が寄居町の条例に基づき発行されます。

配布は新聞折込みの方法により行います。新聞を購読されていない方は、お早めに選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、役場庁舎等、町の主な施設に備え置かれます。

問い合わせ／選挙管理委員会(☎581・2121内線181、182)へ。

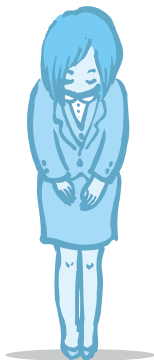
埼玉県議会議員一般選挙は

4月10日(日)投・開票！

投票日・時間／4月10日(日)午前7時～午後8時

開票日時・場所／4月10日(日)午後9時～寄居町立総合体育館・アタゴ記念館

詳しくは、各家庭に配布された選挙チラシ、または本誌3月号をご覧ください。



※計画停電について
計画停電が実施された場合、期日前投票所や各投票所で、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。